

給与・勤務条件・福利厚生

令和7年4月1日現在

給与

- ▶ <初任給> ※学歴や職歴等により、別途算定し初任給が決定されます。

職種	区分	初任給月額
事務、土木、技術	大学卒	220,000円
	高校卒	188,000円
保健師	大学卒	255,400円

- <諸手当> 勤務の状況等に応じて、諸手当等が支給されます。

手当名	概要
期末・勤勉手当	6月と12月の年2回支給されます。給料の4.6月分（年間計） ※採用初年度は、採用される月によって異なります。
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。 配偶者：3,000円/月 子：11,500円/月
住居手当	借間に居住し、家賃を支払っている職員に支給されます。 上限額27,000円/月まで支給
通勤手当	通勤のため、車や交通機関等を使用する職員に支給されます。 ※距離、通勤方法等により金額が異なります。

勤務条件

- ▶ <勤務時間>
- ▶ 原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分（内1時間休憩）までとなっており、土・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）が休みになります。
- ▶ ※ 正規の勤務時間以外の時間における勤務として宿日直勤務があります。
- ▶ <休暇等>

休暇等の種類	
年次有給休暇	年20日 ※採用初年度は採用される月によって異なります。
夏季休暇	7月から9月の間の連続3日
結婚休暇	結婚する場合 連続する5日以内
産前産後休暇	女性職員が出産する場合 出産予定日前6週間 出産後8週間
忌引	親族が死亡した場合 ※親族に応じて異なります。
子の看護等	子が9歳に達する年度末までのうち年5日
育児休業	子が3歳に達する日まで 他

福利厚生

- ▶ <共済組合>
- ▶ 短期給付：公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付
 - ▶ ○ 保険給付 療養、入院時食事療養費、高額療養費等
 - ▶ ○ 休業給付 傷病手当金、育児休業手当金等
 - ▶ ○ 災害給付 災害見舞金、弔慰金等
- ▶ 長期給付：退職・障害又は死亡に対する年金の各種手続きなど老後の経済生活
- ▶ を支援するための給付
- ▶ 福祉事業：保険、貯金、貸付事業
 - ▶ ○ 保険事業 健康診断の助成
 - ▶ ○ 貯金事業 普通預金の受け入れ
 - ▶ ○ 貸付事業 普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付等